

## 法学部試験規則

最終改正 2019年4月1日

### 第1章 試験および受験資格

(試験の時期等)

第1条 本試験規則は法学部が展開する法学部専門教育科目に適用する。

2 試験の施行の時期は、教授会がこれを定める。

(定期試験)

第2条 定期試験は、講義終了後各学科目について行う。ただし、担当教員の指定する時期にこれを行うことを妨げない。

(再試験)

第3条 再試験はこれを行わない。

(追試験)

第3条の2 立教大学試験実施全学共通規程第6条に基づき、追試験を実施する。実施に関する細則は別にこれを定める。

(試験時間重複特別試験)

第3条の3 立教大学試験実施全学共通規程第9条に基づき、試験時間重複特別試験を実施する。実施に関する細則は別にこれを定める。

第4条 削除

第5条 削除

(受験資格の喪失)

第6条 次の者は受験資格を失う。

- (1) 履修登録をしなかった者
- (2) 試験期において停学中または休学中の者および当該科目の授業時数の2分の1以上の期間にわたって停学処分を受けていた者
- (3) 削除
- (4) 削除 (出校停止による受験不可)

第6条の2 インフルエンザ、麻しん等学校保健安全法の定める学校感染症(学校において予防すべき感染症)第1種または第2種に罹患中の者は試験を受験することができない。

第7条 削除

### 第2章 試験の施行

(参集)

第8条 受験者は、試験時間開始の15分前までに試験場の前の廊下に参集しなければならない。

(遅刻者)

第9条 遅刻者の入室は、これを認めない。ただし、係員の入室許可を得た場合に限り、試験開始定刻後 15 分までは入室することができる。

(座席の指定)

第10条 受験者は、指定された座席に着席しなければならない。

2 係員の許可なくして指定された座席以外の座席に着席して受験した場合には、当該科目の試験は零点とする。

(学生証の携帯)

第11条 学生証を携帯しない者は、原則として受験することができない。

(学生証の提示)

第12条 受験者は、学生証を入室の際係員に提示し、着席後は机上の見易い場所に置かなければならない。

(使用許可物)

第13条 教科書、参考書またはノートの類は、その使用が許可されたものを除き、指定の場所に置かなければならない。教科書、参考書またはノートの類の使用が許可された場合にも、試験場に入場した後は、それらを授受してはならない。

2 前項の規定に違反した場合は、当該科目の試験は零点とする。

(解答用紙)

第14条 解答用紙は、当該試験時に交付されたものを使用しなければならない。

第15条 削除

(発言等の禁止)

第16条 受験者は、係員の許可なくして、発言し、文房具を授受し、または場外に出ることができない。

(退場命令)

第17条 試験場において、係員の指示に従わない者については、係員は退場を命ずることができる。

(退場)

第18条 受験者は、問題発表後 30 分間および試験終了前 10 分間は、退場することができない。

第19条 削除

第20条 削除

第3章 不正行為

(受験資格の喪失)

第21条 受験中不正行為を行った者は、当該学期に実施される試験（全学共通科目英語単位認定試験、全学共通カリキュラム英語単位認定試験を含む）の受験資格をさかのぼって失う。

(処分の決定)

第 22 条 不正行為を行った者の処分は、教授会がこれを決定する。

(不正行為者の退場)

第 23 条 受験中不正行為を発見した場合には、係員はその受験者を直ちに退場させることができる。